平成２２年（フ）第４１０号
群馬県渋川市行幸田233番地１　みゆきだアパートＡ－３号室
債務者　宮川真理子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１２号
群馬県前橋市下沖町148番地　タウン下沖202号
債務者　坪内　譲司
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番11―1005号　ＧＳレジデンス
債務者　岩崎　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１６号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番11―1005号　ＧＳレジデンス
債務者　岩崎　則子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
群馬県伊勢崎市宮子町3541番地３　レオパレスプルミエ101
債務者　三浦　一実
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４２６号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1840番地の１
債務者　坂西　明彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４２７号
群馬県渋川市伊香保町伊香保341－１コーポアイボリー202号室、住民票上の住所群馬県吾妻郡六合村大字入山乙1276番地
債務者　山本　和枝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３１号
群馬県伊勢崎市波志江町3030番地１　群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター
債務者　町田　重雄
法定代理人成年後見人　谷　　彰良
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３３号
群馬県前橋市千代田町１丁目９番３号　千代田貸家１Ｆ
債務者　米田　静枝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３６号
群馬県伊勢崎市八斗島町1600番地21
債務者　志木屋フォルヘ（ＳＨＩＫＩＹＡ　ＳＥＮＡＧＡ　ＪＯＲＧＥ）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４１号
群馬県伊勢崎市上植木本町2512番地２
債務者　小松原一郎
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４２号
群馬県伊勢崎市上植木本町2512番地２
債務者　道浦マリア
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
群馬県伊勢崎市山王町1075番地３　山王住宅1742
債務者　秋山　志穂（旧姓細井・福田）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５３号
群馬県前橋市亀泉町21番地９　Ｊ－401号
債務者　矢島　雅子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
群馬県高崎市京目町536番地１　山本ハイツ102号
債務者　田中　五月
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１９３号
新潟市北区川西４丁目171番地
債務者　渡邉　靖博
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３４号
新潟市北区新崎１丁目７番７号　佐藤喜次郎方
債務者　佐藤フミ子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部